
せたがやノーマライゼーションプラン

—世田谷区障害者計画—

(平成27年度～平成32年度)

第4期世田谷区障害福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

概要版

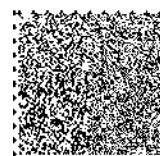
平成27年3月

世 田 谷 区



目 次

第 1 章 「せたがやノーマライゼーションプラン」及び「第4期世田谷区障害福祉計画」の策定について.....	2
1. 位置づけと策定の趣旨	2
2. 計画の期間	3
3. 推進体制、評価・検証	3
第 2 章 「せたがやノーマライゼーションプラン」の基本的な考え方	4
1. 基本理念	4
2. 基本的方向性	4
3. 世田谷区における地域包括ケアシステムの推進	5
4. 施策体系	6
第 3 章 「せたがやノーマライゼーションプラン」の総合的な展開	8
第 4 章 第4期世田谷区障害福祉計画	11
1. 計画の位置づけと策定期間	11
2. 計画の対象	11
3. 計画の内容	11
4. 第4期障害福祉計画の主要テーマ	12
(1) 身近な地区・地域での暮らしを支える相談支援体制の構築	13
(2) 地域生活を支援するための居住支援と地域支援の一体的な推進	14
(3) ライフステージに応じた多様な社会参加	15
5. 第4期障害福祉計画における成果目標	16
6. 第4期障害福祉計画における活動指標等	17



2. 計画の期間

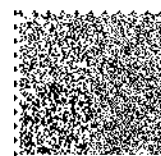
- 計画期間は、「せたがやノーマライゼーションプラン」は平成27年度から平成32年度までの6年間、「第4期世田谷区障害福祉計画」は平成27年度から平成29年度までの3年間とします。
- ただし、今後の国の障害施策等の動向を見極めつつ、さらには区を取り巻く社会状況の変化に伴って、必要な調整を図るものとします。

《計画期間》

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
せたがやノーマライゼーションプラン (世田谷区障害者計画)	平成27～32年度								
第4期世田谷区障害福祉計画	平成27～29年度								
世田谷区基本計画	平成26～35年度								
世田谷区地域保健医療福祉総合計画	平成26～35年度								

3. 推進体制、評価・検証

- 「せたがやノーマライゼーションプラン」及び「第4期世田谷区障害福祉計画」の推進にあたっては、区と区民、障害者関係団体、基幹相談支援センター、地域障害者相談支援センター、相談支援事業所、サービス提供事業者等が連携・協働をいっそう進めるとともに、地域の社会資源を最大限に活用し、計画を推進します。
- 「せたがやノーマライゼーションプラン」及び「第4期世田谷区障害福祉計画」については、PDCA サイクルのプロセスに基づき、年1回以上その実績を把握し、庁内関係所管による検討部会、連絡調整会議等で評価・検証を行います。また、世田谷区自立支援協議会に定期的に情報を提供し、進捗状況について意見をいただきます。その後、世田谷区地域保健福祉審議会、及びその部会である世田谷区障害者施策推進協議会に実績を報告・協議し、計画の進行管理を行います。国や都の障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、評価・検証を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。
- 「第5期世田谷区障害福祉計画」（平成30年度～平成32年度）の策定に合わせて、「せたがやノーマライゼーションプラン」についても評価・検証を行い、必要な見直しを行います。



第2章 「せたがやノーマライゼーションプラン」の基本的な考え方

1. 基本理念

**障害の有無に関わらず、誰もが
住み慣れた地域で自分らしい生活を
安心して継続できる社会の実現**

- 区は、すべての区民が、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性とを尊重しあう「共生社会」の実現をめざします。
- 区は、一人ひとりが、住み慣れたまち・世田谷で、能力を最大限に生かし、自らの意思で生き方を選択・決定しながら、社会に参加することができる「自分らしい生活」を送れるようにすることを大切にします。
- 必要なときに、ライフステージに応じた途切れのない支援が受けられることが、「生活を安心して継続できる」社会の実現につながります。

2. 基本的方向性

○障害に対する理解や配慮の促進

障害者が自らの意思で生き方を選択・決定することができ、安心して地域生活を送るためには、教育や就労、日中活動、文化、スポーツ等、多様な社会活動の場が必要です。

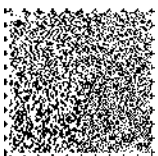
区は、障害に対する理解や配慮が促進されるよう、取組みを進めます。障害者の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障害理解や啓発に努めます。

○共生社会実現のための区民、事業者、区の連携、協働

区は、障害の有無に関わらず、誰もが地域で共に育ち、学び、働き、地域とつながり、活動するにあたり、それぞれが持てる力を最大限に発揮し、地域で自分らしく生活できる共生社会の実現を目指します。そのため様々な分野で区民、事業者、区が連携・協働して、障害者が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境づくりや仕組みづくりを進めます。

○ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

必要なときに支援が受けられる環境が整備されることは、自分らしい生活を送り、社会参加を実現する上で大切な基盤です。区は、一人ひとりの年齢や障害の状況に応じて、本人やその家族に寄り添い、ニーズにあった適切な支援を途切れなく継続的に受けられることができる体制の整備に努めます。



3. 世田谷区における地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括ケアの地区展開について

国は、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、日常生活の場（日常生活圏域）で生活全般を支援する「地域包括ケアシステム」の推進を目指しています。

世田谷区においては、高齢者だけでなく、障害者（児）や子育て家庭など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしつつげられることを目的とした地域包括ケアシステムの推進を目指します。

地域包括ケアシステムの推進に向け、あんしんすこやかセンターの相談対象を高齢者だけでなく障害者（児）や子育て家庭などに拡大するとともに、出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会を一体整備し、三者が連携して身近な地域で潜在化している問題の早期発見や相談支援体制の強化、地域生活を支える地域資源の開発等に取り組み、地域包括ケアの地区展開を図ります。

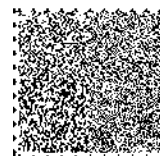
(2) 障害施策における地域包括ケアシステムの推進

せたがやノーマライゼーションプランの策定にあたっては、その基本理念である「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」に向けた施策体系を示しています。

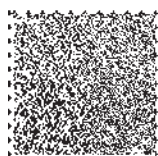
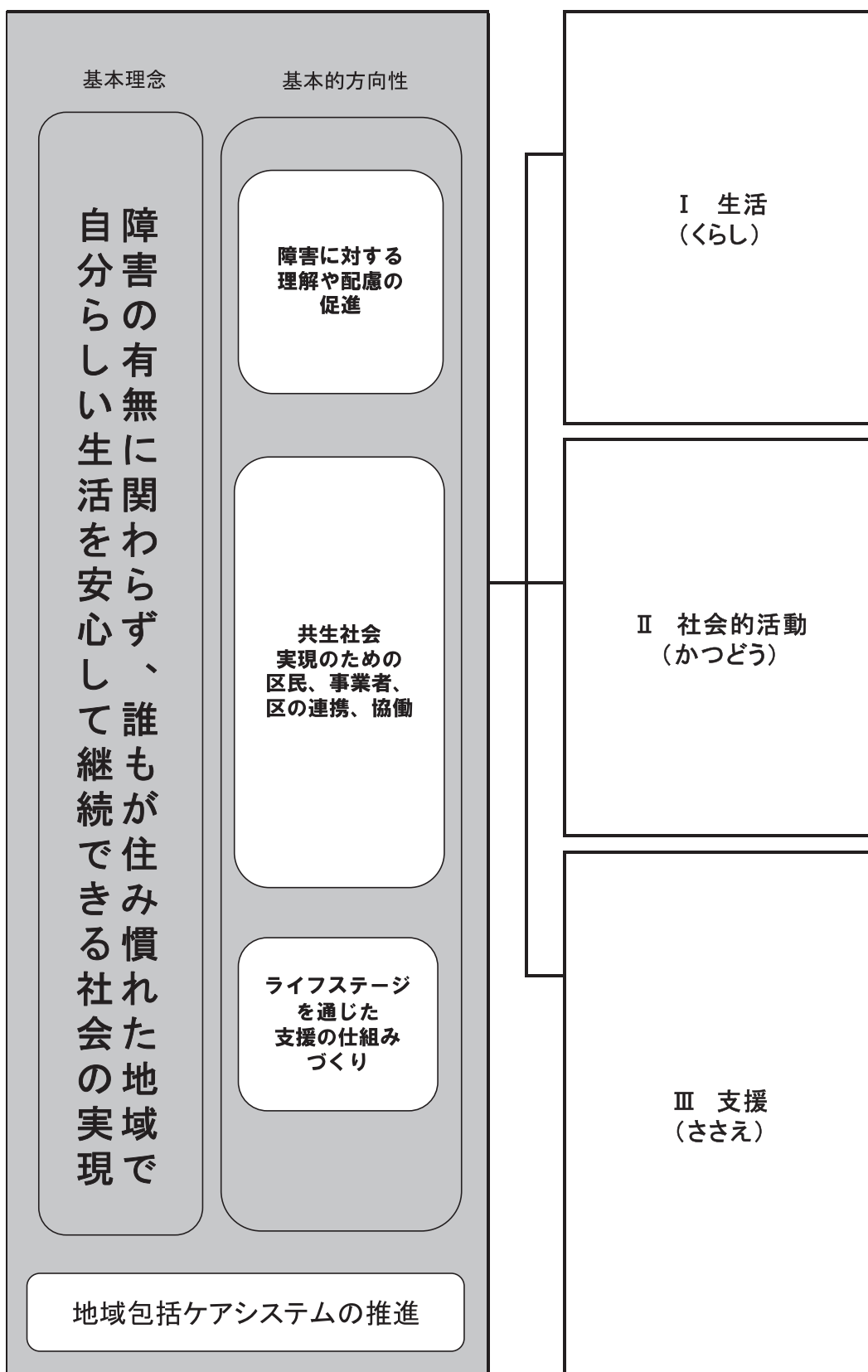
区では、障害者の生活基盤となるグループホーム等の「住まい」の確保をはじめ、「障害福祉サービス」や本人やその家族の状況に合わせた「生活支援」、「保健・医療」、「社会的活動」等が一体的に提供される、地域包括ケアシステムを推進します。

障害者の支援については、あんしんすこやかセンターからの引き継ぎも含め、地域障害者相談支援センターが中心となり、包括的・継続的ケアマネジメント^{*}の実施につなげていきます。様々な障害種別に対応できる相談支援体制の整備に努めるとともに、相談支援事業者等をはじめとするネットワークの強化を図ります。また、身近な地域において保健・医療・福祉が連携し、障害者がサービスが必要なときにライフステージに応じて途切れなく受けられるように、提供体制の充実を図ります。さらに、質の高いサービス提供に向けて、専門人材の確保や人材育成の充実に取り組みます。こうしたことと併せて、地域における障害理解の促進を図るとともに、地域の住民同士の見守り活動や支え合い活動が促進されるよう、地域人材の発掘・育成に取り組み、身近な地域での参加と協働の地域づくりを目指します。

^{*}包括的・継続的ケアマネジメント：支援を要する本人の機能や能力を最大限に生かしその人らしい自立した生活を継続するため、本人の意欲や適応能力などの回復を援助するとともに、課題の解決に有効だと考えられるあらゆる社会資源を自己決定に基づきコーディネートし、本人や家族が必要なときに必要な支援を切れ目なく活用できるように援助していくケアマネジメントのこと。（出典：世田谷区地域保健医療福祉総合計画）



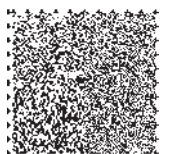
4. 施策体系



<中項目>

<小項目>

1 生活支援 (せいかつ)	(1) 在宅サービスの充実 (2) 地域移行の促進 (3) 日中活動の充実 (4) サービスの質の向上
2 保健・医療 (けんこう)	(1) 予防の充実 (2) 健康づくりの推進 (3) リハビリテーションの充実 (4) 医療と福祉との連携 (5) 母子保健事業と連携したフォロー体制の拡充
3 生活環境 (まちとすまい)	(1) 居住支援の充実 (2) ユニバーサルデザインの推進 (3) 移動のための支援の充実
4 雇用・就労、 経済的自立の支援 (はたらき)	(1) 就労支援の充実 (2) 雇用の促進 (3) 工賃の向上 (4) 経済的自立の支援
5 教育、文化芸術活動、 スポーツ等 (そだち・まなび)	(1) 早期支援の充実 (2) 地域支援の充実 (3) 途切れのない支援 (4) 教育・保育の充実 (5) 配慮が必要な子どもの療育・日中活動の場の確保 (6) 生涯学習の推進 (7) スポーツの推進 (8) 文化芸術活動の振興
6 情報アクセシビリティ (つながり)	(1) 意思疎通支援の充実 (2) 行政情報へのアクセシビリティの向上
7 行政サービス等 における配慮 (さんか)	(1) 区職員等に対する研修の促進 (2) 合理的配慮の提供 (3) 区の政策・施策形成への参画の支援
8 安全・安心 (あんしん)	(1) 相談支援体制の充実 (2) 支援ネットワークの構築 (3) 保健福祉人材の育成・確保 (4) 家族支援の充実 (5) 見守りの推進 (6) 防災対策の推進
9 差別の解消、 権利擁護の推進 (りかい・まもる)	(1) 障害理解の促進 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進 (3) 虐待の防止 (4) 権利擁護の推進



第3章 「せたがやノーマライゼーションプラン」の総合的な展開

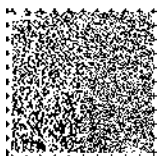
各中項目の【今後の方向性】について記載します。

中項目1. 生活支援（せいかつ）

- 障害者が日常生活又は社会生活を送る際に、障害の重度化・重複化、高齢化等、個々のニーズ及び実態に応じて実施する在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
- 日中活動の場となる基盤の計画的な整備を進めるとともに、相談支援事業者をはじめとする障害福祉サービス事業者等のネットワークの強化を図り、地域の様々な資源を活用したサービスを提供することにより、住み慣れた地域での自分らしい生活を支えていきます。
- 障害者の動作や移動を支援する介護ロボットや、IT等の先進的な技術の活用による、自立支援の促進、スポーツ・文化活動等への参加を含めた生活圏域の拡大に向けて検討を行います。
- 事業者への指導助言、第三者評価の受審促進、区民への情報提供の充実等により、保健福祉サービスの質の向上を図ります。

中項目2. 保健・医療（けんこう）

- 生活習慣病や各種疾病の重症化予防や早期発見のため、健診・検診の周知の充実等により受診率向上を図ります。
- 障害者が心身の機能の維持回復を図り、生活の質を高めることができるよう、日常生活の中で取り組むリハビリテーションを促進します。
- 障害の重度化・高齢化や医療的ケアの必要性等に対応し、安心した地域生活を支えるため、身近な地域において、保健・医療・福祉が連携し、サービスを必要なときに適切に受けられることができるよう、支援体制の構築に取り組みます。
- 障害の特性に応じて、特に予防的な視点による相談対応や適切なコーディネート、病状悪化時や治療中断時の医療との連携などが必要とされる分野においては、よりスムーズに支援が行えるよう、体制づくりを推進します。
- 子どもの健やかな成長を支援するため、乳幼児健診後のフォロー体制を拡充するなど、早期に必要な支援につながる仕組みの強化に取り組みます。



中項目3. 生活環境（まちとすまい）

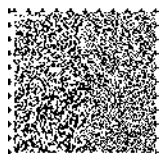
- 障害の重度化、高齢化や医療的ケアの必要性にも対応できるよう、グループホーム等の整備など住まいの場の確保や住宅のバリアフリー化を推進します。
- ニーズに応じた多様な住まい方の選択ができるよう、情報収集・提供窓口を充実します。
- 障害の有無に関わらず安心して生活できる住宅の確保、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点を持ち、ハード・ソフトの両面から、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。
- 一人で外出することが難しい障害者のための移動支援を引き続き推進します。

中項目4. 雇用・就労、経済的自立の支援（はたらき）

- 就労支援施設等から、一般就労への移行を推進していきます。
- 関係機関との連携を強化して、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援を拡充していきます。
- 企業に対する障害理解と雇用促進の啓発を強化します。
- 障害者就労支援施設等が、協力して大量受注に対応できる体制作りに取り組みます。
- 区が率先して区職員としての障害者雇用を進めます。
- 身近な地域における多様な働き方を拡大していきます。
- 多様な障害特性に合わせた就労支援に取り組みます。
- 雇用・就業の促進に関する施策とともに、経済的自立に資する支援を推進します。

中項目5. 教育、文化芸術活動、スポーツ等（そだち・まなび）

- 配慮が必要な子どもが早期に必要な支援につながるよう、乳幼児の保護者の心情に配慮した相談しやすい窓口対応等、気軽に利用できる支援に取り組みます。
- 障害のある子どもとない子どもが、互いを理解し合い、ふれあえる環境を整えるため、子どもに関わる支援者のスキルアップに取り組みます。
- 福祉と教育が連携し、ライフステージに応じた支援が引き継がれるよう、体制の充実を図ります。
- 障害のある子どもが過ごす場所における合理的配慮の提供、及びその基礎となる環境の整備に向けた取り組みを進めるとともに、安心して過ごすことができる療育や日中活動の場の確保に取り組みます。
- 小・中学校における通常の学級、特別支援学級のそれぞれの充実を図ります。
- 障害の有無に関わらず、ともに楽しむことができる、文化芸術活動、スポーツの推進に取り組みます。
- 障害者の動作や移動を支援する介護ロボットや、IT等の先進的な技術の活用による、自立支援の促進、スポーツ・文化活動等への参加を含めた生活圏域の拡大に向けて検討を行います。（再掲）
- 地域で子どもの成長を支えていけるよう、地域力の向上に取り組みます。



中項目6. 情報アクセシビリティ（つながり）

- 意思疎通支援の充実を推進します。
- 情報アクセシビリティの推進に向け、行政情報の電子的提供や区ホームページの機能強化に取り組みます。

中項目7. 行政サービス等における配慮（さんか）

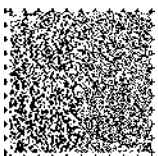
- 区職員等の障害に対する理解を促進する機会を拡大していきます。
- 障害者差別解消法の施行に向け、区の事業執行全般において合理的な配慮をさらに進めていきます。
- 障害の有無に関わらず、誰もが区の政策決定過程において、参画の機会が確保され、必要な配慮が受けられるように努めます。

中項目8. 安全・安心（あんしん）

- 地域包括ケアシステムの推進に向けて、身近な地域で相談を受けることができる体制の充実を図るとともに、相談支援事業者をはじめとする障害福祉サービス事業者等のネットワークの強化を図ります。
- 地域で安定して保健福祉サービスを利用できるよう、専門人材の確保に努めるとともに、質の高いサービス提供に向けて人材の育成に取り組みます。
- 障害者（児）と暮らす家族の心身の負担を軽減するため、各種事業や相談支援の充実を図ります。
- 地域の住民同士の関係が豊かに重なり合うような安心な地域をつくるため、社会福祉協議会と連携し、地域における見守り活動や支えあい活動への地域住民の参加を促進するとともに、地域人材の発掘・育成に取り組みます。
- 障害者（児）が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災対策の推進や消費者被害からの保護等を図ります。
- 障害特性にも配慮し、災害情報伝達方法の多様化に向けて取り組みます。

中項目9. 差別の解消、権利擁護の推進（りかい・まもる）

- 障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために、地域や職場、学校等の理解促進を図る活動や地域住民と交流する機会を充実させていきます。
- 障害者虐待の未然防止、早期発見、対応、適切な支援等の取組みにより、権利擁護を推進します。
- 障害を理由とする差別の解消に向けて協議を行う会議体の設置を検討します。



第4章 第4期世田谷区障害福祉計画

1. 計画の位置づけと策定期間

- 第4期世田谷区障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。
- 今回の第4期障害福祉計画は、第3期（平成24年度～平成26年度）に係る年度ごとのサービス見込量についての達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し、平成27年度から平成29年度までの計画を定めます。

《計画期間と見直し》

平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第3期計画期間			第4期計画期間			第5期計画期間		
第2期の実績及びつなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、数値目標及びサービス見込量を設定			第3期の実績及び障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、数値目標及びサービス見込量を設定			第4期の実績を踏まえ、第5期計画を策定		

2. 計画の対象

- 障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある区民を対象とします。高次脳機能障害や難病患者を含みます。

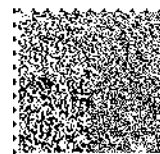
3. 計画の内容

(1) 成果目標と活動指標

- 計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）を定めます。

(2) サービスの必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策

- 平成27年度から平成29年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また、児童福祉法における障害児への通所サービス及び相談支援についても、同様に見込量等を定めます。



(3) 地域生活支援事業の実施に関する事項

○平成27年度から平成29年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

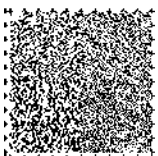
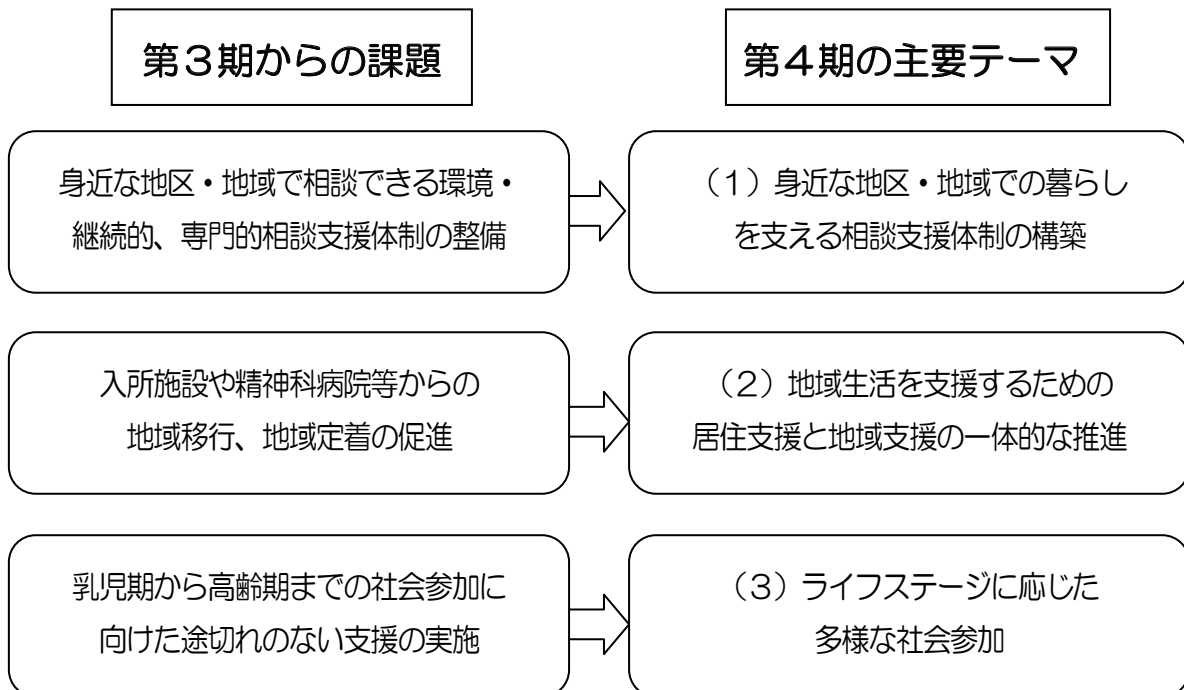
(4) 推進体制、評価・検証

○成果目標及び活動指標については、PDCA サイクルのプロセスに基づき、年1回以上その実績を把握し、庁内関係所管による検討部会、連絡調整会議等で評価・検証を行います。また、世田谷区自立支援協議会に定期的に情報を提供し、進捗状況について意見をいただきます。その後、世田谷区地域保健福祉審議会、及びその部会である世田谷区障害者施策推進協議会に実績を報告・協議し、計画の進行管理を行います。国や都の障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、評価・検証を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。

4. 第4期障害福祉計画の主要テーマ

第4期障害福祉計画を策定するにあたって、第3期障害福祉計画の評価検証を行う中で、3つの課題が明確になってきました。

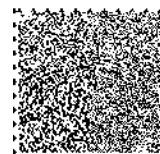
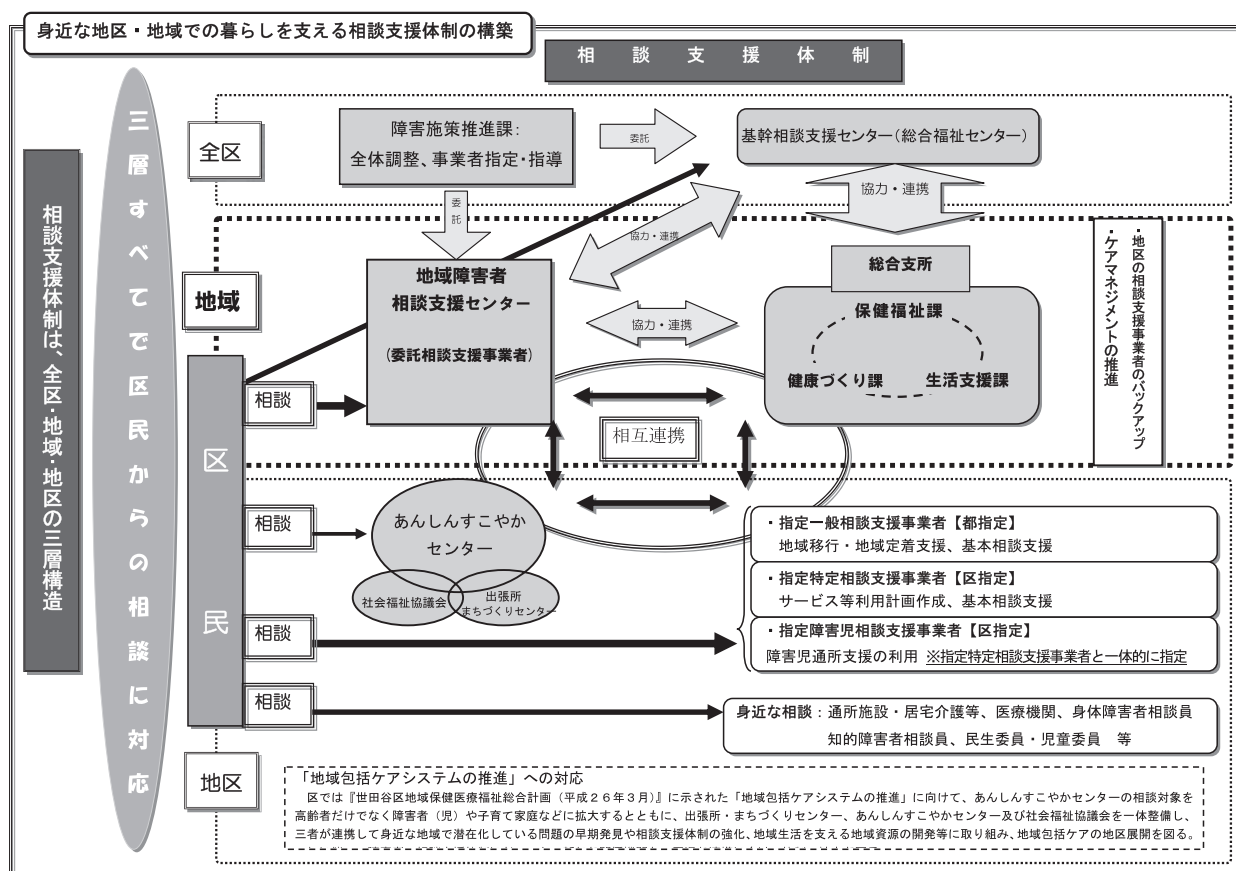
そこで、この3つの課題を解決するための3つの主要テーマを設定し、第4期障害福祉計画の計画期間で取り組んでいきます。



各テーマの【今後の方向性】について記載します。

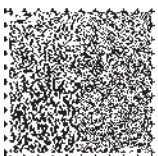
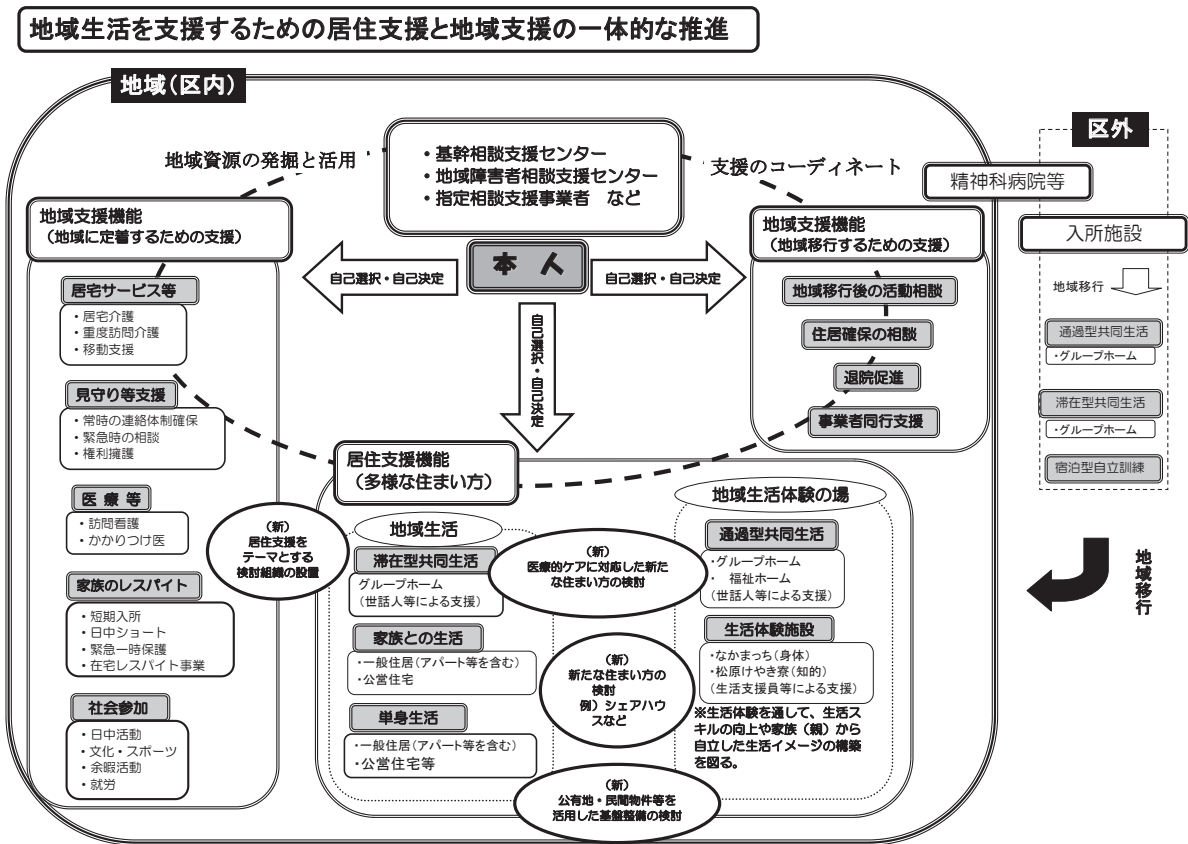
(1) 身近な地区・地域での暮らしを支える相談支援体制の構築

- 障害者(児)やその家族が、障害福祉サービスを引き続き安定して利用できるよう、サービス等利用計画等の作成促進に向けた体制整備を図っていきます。
- 指定特定相談支援事業者や指定障害児相談支援事業者等が、身近な地区での相談支援を円滑に実施できるよう、基幹相談支援センター、地域障害者相談支援センター、総合支所等によるバックアップ体制の充実を図ります。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域障害者相談支援センターを地域における障害者(児)の包括的・継続的ケアマネジメント支援の中核機関として位置づけ、役割・機能の強化を図ります。
- 各相談支援機関が、様々な相談に応じ適切なサービスや制度につなげるなどの総合的な支援を実施できるよう、区内の相談支援人材の育成を図るとともに、事業者間のネットワークの強化を図っていきます。



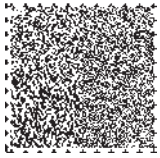
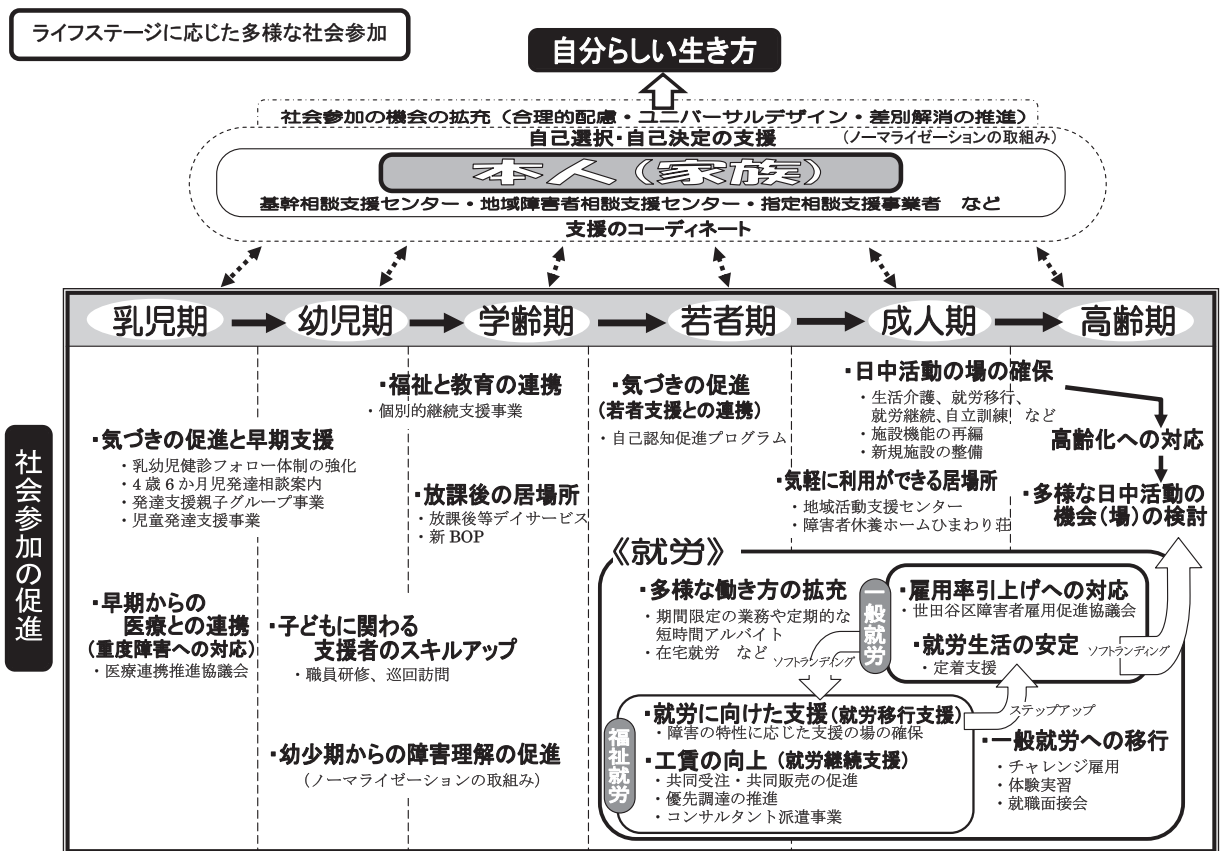
(2) 地域生活を支援するための居住支援と地域支援の一体的な推進

- 地域生活を支えるための介護や見守りのサービス基盤の充実を図り、住まいの場や日中活動の場を確保するための整備手法や多様な住まい方等について検討します。
- 区内の多様な住まい方を支える居住支援及び地域移行・地域定着のための地域支援を一体的に推進するため、基幹相談支援センター等の相談機関が、ケアマネジメントの手法を活用しながら、様々なサービスをつなぎ、必要な支援を適切にコーディネートする仕組みを構築します。



(3) ライフステージに応じた多様な社会参加

- 障害者（児）が自分らしい生き方を実現できるよう、差別をなくし合理的配慮やユニバーサルデザインを推進するなど、社会参加の機会を拡充していきます。
- 障害者（児）の社会参加を促進するため、乳幼児期から高齢期までライフステージを通して支援するとともに、相談支援により支援のコーディネートを行います。



5. 第4期障害福祉計画における成果目標

国と都の基本方針に基づき、平成29年度を目標年度とし、計画の実施により達成すべき基本的な目標である「成果目標」を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 地域生活移行者の増加

第1期～第3期計画期間における地域生活移行者の最大数（第1期：30人）を踏まえ、平成29年度末までに、施設入所者のうち30人が地域生活へ移行することを目標とします。

② 施設入所者の削減

地域生活への移行等による施設退所者がいる一方で、施設入所の希望者もいます。こうした実情を踏まえ、平成29年度末の施設入所者数が、平成25年度末時点の施設入所者数である439人を超えないことを目標とします。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院からの退院及び地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、精神障害者の退院に関する目標値を都道府県が定めます。国の基本方針に基づき、現在までの実績等を考慮し、東京都が成果目標を設定します。

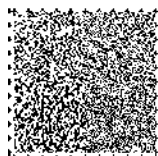
なお、平成24年6月現在、1年以上東京都内の精神科病院に入院しており、入院前の住所地が世田谷区である方は488人です。

(3) 障害者の地域生活の支援

地域生活支援拠点の整備

平成29年度末までに、区内に存在する施設・機関を有機的に繋ぎ、それぞれの機関が分担して機能を担うことにより、世田谷区全体として、障害者の地域生活を支援する以下の5つの機能の充実を図り、利用できる体制を整えていきます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 相談（地域移行、親元からの自立等）2 体験の機会・場（ひとり暮らし・グループホーム等）3 緊急時の受入・対応4 専門性5 地域の体制づくり等 |
|--|



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

各種の就労支援施策の実践を通じ、平成29年度の福祉施設から一般就労への移行者について、130人を目標とします。

② 就労移行支援事業の利用者の増加

就労を希望する障害者のニーズ把握等により、平成29年度の就労移行支援事業の利用者について、205人を目標とします。

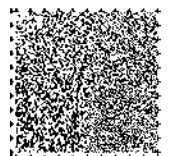
③ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

施設種別の整理や、積極的な就労移行支援を行い、利用者の就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合を、平成29年度に全事業所の5割（50%）以上とすることを目標とします。

6. 第4期障害福祉計画における活動指標等

第4期障害福祉計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービス、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、サービス及び事業の見込量を、定期的な状況確認を行う「活動指標」として設定します。

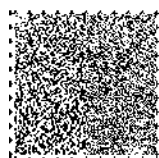
各サービス等について、実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策を定めます。



第4期障害福祉計画 障害福祉サービスの見込量(1ヶ月あたり)

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス	居宅介護	69,634	71,271	72,930
	重度訪問介護			
	同行援護			
	行動援護			
	重度障害者等包括支援			
	利用者数	利用者数	利用者数	
	1,036 人/月	1,054 人/月	1,073 人/月	
日中活動系サービス	生活介護	22,200 人日分	22,660 人日分	22,960 人日分
		1,110 人/月	1,133 人/月	1,148 人/月
	自立訓練 (機能訓練)	240 人日分	240 人日分	240 人日分
		30 人/月	30 人/月	30 人/月
	自立訓練 (生活訓練)	666 人日分	666 人日分	666 人日分
		74 人/月	74 人/月	74 人/月
	就労移行支援	2,850 人日分	2,955 人日分	3,075 人日分
		190 人/月	197 人/月	205 人/月
	就労継続支援 (A型)	782 人日分	850 人日分	918 人日分
		46 人/月	50 人/月	54 人/月
就労継続支援 (B型)	15,495 人日分	15,930 人日分	16,365 人日分	
	1,033 人/月	1,062 人/月	1,091 人/月	
療養介護	64 人/月	64 人/月	64 人/月	
短期入所(福祉型)	2,076 人日分	2,112 人日分	2,148 人日分	
	346 人/月	352 人/月	358 人/月	
短期入所(医療型)	168 人日分	180 人日分	192 人日分	
	28 人/月	30 人/月	32 人/月	
サービス 居住系	共同生活援助 (グループホーム)	317 人/月	338 人/月	359 人/月
	施設入所支援	439 人/月	439 人/月	439 人/月
相談支援	計画相談支援 (個別計画作成及びモニタリング)	317 人/月	643 人/月	652 人/月
	地域移行支援	5 人/月	5 人/月	5 人/月
	地域定着支援	17 人/月	17 人/月	17 人/月

見込量の記載方法：1ヶ月あたりの利用人数及びサービス量を記載。

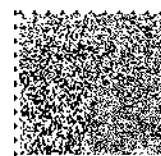


第4期障害福祉計画

児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスの見込量(1ヶ月あたり)

サービス名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)障害児通所支援			
児童発達支援	3,870 人日分	4,257 人日分	4,683 人日分
	1,290 人/月	1,419 人/月	1,561 人/月
放課後等デイサービス	3,192 人日分	3,414 人日分	3,654 人日分
	532 人/月	569 人/月	609 人/月
保育所等訪問支援	3 人日分	3 人日分	3 人日分
	3 人/月	3 人/月	3 人/月
医療型児童発達支援	90 人日分	90 人日分	90 人日分
	9 人/月	9 人/月	9 人/月
(2)障害児相談支援			
障害児相談支援	305 人/月	333 人/月	363 人/月

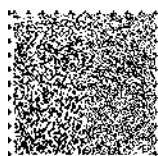
見込量の記載方法：1ヶ月あたりの利用人数及びサービス量を記載。



第4期障害福祉計画 地域生活支援事業の見込量(1年あたり)

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)理解促進・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有
(3)相談支援事業				
①障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	5 箇所	5 箇所	5 箇所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
(4)成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	1 人	1 人	1 人
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(6)意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数	195 件	216 件	240 件
②手話通訳者設置事業	実設置見込み者数	5 人	5 人	5 人
(7)日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	72 件	72 件	72 件
②自立生活支援用具	給付等見込み件数	148 件	148 件	148 件
③在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	116 件	116 件	116 件
④情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	178 件	178 件	178 件
⑤排泄管理支援用具	給付等見込み件数	909 件	909 件	909 件
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等見込み件数	25 件	25 件	25 件
(8)手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)	312 人	312 人	312 人
(9)移動支援事業	実利用見込み者数	1,259 人	1,347 人	1,405 人
	延べ利用見込み時間数	167,270 時間	174,692 時間	182,444 時間
(10)地域活動支援センター				
①地域活動支援センター(I型)	実施見込み箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	実利用見込み者数	40 人	40 人	40 人
②地域活動支援センター(II型)	実施見込み箇所数	1 箇所	0 箇所	0 箇所
	実利用見込み者数	20 人	0 人	0 人
(11)任意事業				
①福祉ホームの運営	実利用見込み者数	20 人	20 人	20 人
②訪問入浴サービス	実利用見込み者数	96 人	96 人	96 人
③日中一時支援	実施見込み箇所数	9 箇所	9 箇所	9 箇所
	実利用見込み者数	3,100 人	3,250 人	3,400 人
④地域移行のための安心生活支援		3 室	3 室	3 室
⑤巡回支援専門員整備		560 回	560 回	560 回
⑥点字・声の広報等発行	実利用見込み者数/年	448 人(部)	593 人(部)(※)	448 人(部)
⑦自動車運転免許取得・改造助成	実利用見込み者数	20 人	20 人	20 人
⑧更生訓練費給付	実利用見込み者数	64 人	60 人	56 人

※ 平成28年度については、隔年発行の広報物(「障害者のしおり」)を含む。



せたがやノーマライゼーションプラン
—世田谷区障害者計画—
(平成 27 年度～平成 32 年度)
第 4 期世田谷区障害福祉計画
(平成 27 年度～平成 29 年度)
概要版

平成 27 年 3 月発行

発行 世田谷区

編集 世田谷区障害福祉担当部障害施策推進課
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27
電話 03-5432-2424
FAX 03-5432-3021
<http://www.city.setagaya.lg.jp/>
(広報印刷物登録番号 No.1242)

